入札説明書

1　「入札に関する条件」及び「注意事項」

（1）入札番号、購入物品名及び数量

８港第153号　福江空港6000立級化学消防車　１台

（2）購入物品の規格及び納入条件等

別紙仕様書のとおり

2　予定表

告示日・公告日		１１月１３日
資格審査	提出期間	１１月１３日　～　１１月２６日　（１７：００）
	結果通知期限	１２月１０日
質問	提出期間	１１月１３日　～　１２月　４日　（１７：００）
	回答期限	１２月　９日
同等品承認	申請期間	１１月１３日　～　１２月　４日　（１７：００）
	回答期限	１２月　９日
一般競争入札参加申請書の提出期限		１２月２４日　（１７：００）
郵送による場合の入札書の提出期限		１２月２４日　（１７：００）
入札（開札）の日時		１２月２５日　（１３：３０）

3　質問書の提出

当該入札の仕様書に関する質問については、予定表の提出期間に「質問書」にて提出すること。提出は郵送、持参又はＦＡＸ等によること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

（提出場所）長崎県土木部港湾課

（ＦＡＸ）　095-821-9246

※予定表の回答期限までに書面（ＦＡＸ）で回答する。全参加者に関する事項は、県のホームページにも掲載する。

4　同等品承認願の提出

仕様書に記載の例示品と同等のもので入札することも可能であるが、その仕様が例示品と同等であるかどうか審査する必要があるので、例示品以外で入札を希望する者は、予定表の提出期間に「同等品承認願」を提出すること。提出は郵送、持参又はＦＡＸ等によること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

（提出場所）長崎県土木部港湾課

（ＦＡＸ）　095-821-9246

（提出方法）メーカー名・品名・規格・型番を明記し、代表者氏名・登録番号を記載のうえカタログ等の仕様が確認できる書類と共に提出すること。（同等品については複数可。但し、納品は一種類とすること。）

※予定表の回答期限までに書面（ＦＡＸ）で回答する。

5　一般競争入札参加申請書の提出

入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書（様式第１号）を予定表の提出期限までに書面で提出すること。提出は郵送、持参、Ｅメール又はＦＡＸ等によること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書には登録番号を記載すること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

（提出場所）長崎県土木部港湾課

（ＦＡＸ）　095-821-9246

6　入札書の記載方法

(1) 入札金額（首標金額）は訂正することができない。

(2) 入札書の提出後は、書換え、引換え及び撤回することができない。

(3) 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められない。

(4) 郵送以外による場合及び再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の提出済の印鑑を押印したものに限る。）を提出すること。

〔注意事項〕

〇郵送による場合

①入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒で郵送により提出すること。

②入札書は必要事項に記載、押印（代理人の記名、押印はしないこと）のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に、入札者の商号又は名称、入札件名を記載すること。

③入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を訂正個所に押印すること。

④入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

⑤入札書の宛名は長崎県知事とすること。

⑥外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に、入札者の住所、商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号）を記載すること。

〇郵送以外による場合及び再度入札の場合

①入札書は封筒に入れ、封筒に入札者の商号又は名称、入札件名を記載し提出すること。

②入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（代理人が再度の入札をする場合、委任状に押印されている印鑑と同じ印鑑）を訂正個所に押印すること。

③入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

④入札書の宛名は長崎県知事とすること。

7　入札保証金

免除する。

8　契約保証金

(1) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(2) 契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

〇保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

〇入札日（開札日）の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出したとき。

なお、履行を証明するものとは、令和６年４月１日から入札日（開札日）の前日までに履行完了した契約に係る契約書の写し及び発注者の履行証明書等とする。

また、「規模をほぼ同じくする契約」の判断は、契約金額に応じて、次の区分で提出すること。

ア　2,000 万円以上

イ　2,000 万円未満 500 万円以上

ウ　500 万円未満

9　落札者の決定方法等

(1) 入札日（開札日）において、期限までに提出された郵送による場合の入札書と開札日に提出された郵送以外による入札書を対象に開札を行い、落札者を決定する。開札に立ち会う入札者がいない場合、当該入札事務に関係のない県の職員の立ち合いのもと、開札を行う。

(2) 第１回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもと、直ちに、その場で、再度、再々度の入札を行う予定である。再度、再々度の入札に参加できる者は、開札に立ち会う入札者に限る。開札に立ち会わない入札者は入札辞退として取り扱う。開札に立ち会う入札者がいない場合、再度、再々度の入札は行わな

い。

10　契約書の作成等

（1）落札通知を受けた日から起算して５日（県の休日を除く。）以内に契約締結ができるよう手続を行い、契約書を提出すること。

（2）その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。